

令和6年11月

飯田市議会第2回臨時会議案

令和 6 年飯田市議会第 2 回臨時会議案目次

(11月 8 日提出分)

報告第27号	専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度飯田市一般会計補正予算（第 4 号））
報告第28号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第29号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第30号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第31号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第32号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第33号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
議案第106号	飯田市景観条例及び飯田市緑の育成条例の一部を改正する条例の制定について

報告第27号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項について専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年11月8日報告

飯田市長 佐藤 健

記

専決第18号 令和6年度飯田市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度飯田市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度飯田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,809千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,405,483千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月10日専決

飯田市長 佐藤 健

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
15 県支出金	
	3 委託金
19 繰越金	
	1 繰越金
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,283,132	43,063	3,326,195
238,290	43,063	281,353
598,458	746	599,204
598,458	746	599,204
55,361,674	43,809	55,405,483

歲出

款	項
2 総務費	
	4 選挙費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
7,914,352	43,809	7,958,161
88,289	43,809	132,098
55,361,674	43,809	55,405,483

1 総括
(歳入)

(歳入)

[illegible]

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	7,914,352	43,809	7,958,161
歳 出 合 計	55,361,674	43,809	55,405,483

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
43,063			746
43,063			746

2 歳 入

(款) 15 県支出金

(項) 3 委託金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
15 県支出金	3,283,132	43,063	3,326,195
3 委託金	238,290	43,063	281,353
2 総務費委託金	185,115	43,063	228,178
19 繰越金	598,458	746	599,204
1 繰越金	598,458	746	599,204
1 繰越金	598,458	746	599,204
歳 入 合 計	55,361,674	43,809	55,405,483

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
44 衆議院議員選挙費委託金	43,063	衆議院議員選挙委託金 42,926 衆議院議員選挙啓発推進委託金 137
1 純繰越金	746	純繰越金 746

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 4 選挙費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	7,914,352	43,809	7,958,161	43,063			746
4 選挙費	88,289	43,809	132,098	43,063			746
1 選挙管理委員会費	24,837	1,056	25,893	1,056			0
				1,056			0
				(県)衆議院議員選挙委託金			1,056
4 衆議院議員選挙費	0	42,753	42,753	42,007			746
				4,540			0
				(県)衆議院議員選挙委託金			4,540
				37,467			746
				(県)衆議院議員選挙委託金			37,330
				(県)衆議院議員選挙啓発推進委託金			137

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 使用料及び賃借料	1,056	10選挙管理委員会費 1,056 01選挙管理委員会費 1,056 13 使用料及び賃借料 1,056 システム使用料 1,056
1 報酬	7,788	01人件費 4,540 03会計年度任用職員人件費 4,540 1 報酬 4,211 報酬（パートタイム） 4,211
3 職員手当等	16,990	3 職員手当等 215 通勤手当 8 時間外勤務手当 207
7 報償費	422	8 旅費 114 費用弁償（パートタイム） 114
8 旅費	143	
10 需用費	960	
11 役務費	4,401	10衆議院議員選挙費 38,213 01衆議院議員選挙費 38,213 1 報酬 3,577 投開票管理者報酬 1,529 投開票立会人報酬 2,048
12 委託料	7,555	3 職員手当等 16,775 時間外勤務手当 16,691 管理職員特別勤務手当 84
13 使用料及び賃借料	2,708	7 報償費 422 事業推進、調査協力謝礼 422
14 工事請負費	108	8 旅費 29 普通旅費 29
17 備品購入費	1,678	10 需用費 960 消耗品費 700 燃料費 10 印刷製本費 230 修繕料 20 11 役務費 4,401 通信運搬費 3,711 広告料 91 手数料 579 筆耕翻訳料 20 12 委託料 7,555 選挙処理業務等委託料 1,282 抄本入場券作成業務委託料 1,873 ポスター掲示場設置業務等委託料 4,400 13 使用料及び賃借料 2,708 事務用機器借上料 2,062 自動車借上料 465 会場使用料 60

(款) 2 総務費
(項) 4 選挙費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	4	4							
歳 出 合 計			55,361,674	43,809	55,405,483	43,063			746

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
		駐車場使用料 50 著作権料 71 14 工事請負費 108 施設改修工事費 108 17 備品購入費 1,678 事務用備品購入費 1,678

附表

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

ア 常勤の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計
		給 料	職員手当	計		
補正後	753	2,763,335	1,963,839	4,727,174	935,835	5,663,009
補正前	753	2,763,335	1,947,064	4,710,399	935,835	5,646,234
比 較	0	0	16,775	16,775	0	16,775

職員 手当の 内訳	区 分	時間外勤務 手 当	管理職員 特別勤務手当
	補正後	332,361	552
	補正前	315,670	468
	比 較	16,691	84

イ アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職員 手当	16,775	衆議院議員 選挙に係る 増額	16,775	(7) 時間外勤務手当 16,691	給与条例第20条
				(9) 管理職員特別勤務手当 84	給与条例第23条の2

ウ 会計年度任用職員

()内はパートタイム会計年度任用職員(外数)

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費等	合 計
		報酬	給 料	職員手当	計		
補正後	136 (755)	1, 313, 605	246, 547	255, 576	1, 815, 728	290, 328	2, 106, 056
補正前	136 (755)	1, 309, 394	246, 547	255, 361	1, 811, 302	290, 328	2, 101, 630
比 較	0 (0)	4, 211	0	215	4, 426	0	4, 426

職員 手当 の内 訳	区 分	通勤手当	時間外勤務 手 当
	補正後	6, 078	14, 438
	補正前	6, 070	14, 231
	比 較	8	207

エ ウに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職員 手当	215	衆議院議員 選挙に係る 増額	215	(2) 通勤手当	8 会計年度任用職員給与条例第8条
				(4) 時間外勤務手当	207 会計年度任用職員給与条例第10条

報告第28号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月8日報告

飯田市長 佐藤 健

記

損害賠償の額を定めることについて

次の表のとおり自動車事故による損害を賠償する。

専決番号	専決の日	相手方	事故の概要	損害賠償額
専決第22号	令和6年 10月22日	飯田市内在住者	令和6年8月16日午後2時20分頃、飯田市久米538番地3の相手方の住宅の敷地内において、公務のため飯田市の職員が駐車した軽貨物自動車の右側の前部ドアを開けた際、当該車両の隣に駐車していた相手方の軽乗用自動車の右側の後部ドアに接触し、相手方に損害を与えた。	78,573円
専決第24号	令和6年 10月29日	飯田市内在住者	令和6年8月19日午前11時30分頃、飯田市座光寺3835番地の相手方の住宅付近の市道座光寺92号線において、公務のため飯田市所有の軽貨物自動車が後退した際、当該車両の後方に設置されていた相手方所有のブロック塀に接触し、相手方に損害を与えた。	23,100円

報告第29号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月8日報告

飯田市長 佐藤 健

記

専決第16号 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり林道管理の瑕疵^{かし}による損害を賠償する。

令和6年9月3日専決

飯田市長 佐藤 健

記

1 相手方 飯田市内所在企業

2 事故の概要

令和6年8月26日午後4時頃、飯田市上村山中の林道赤石線において、当該林道脇の山腹からの落石が走行していた相手方の軽貨物自動車に接触し、当該車両のフロントガラスを破損する損害を与えた。

3 損害賠償額 106,810円

報告第30号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月8日報告

飯田市長 佐藤 健

記

専決第17号 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり公共事業代替地維持に係る事故による損害を賠償する。

令和6年9月11日専決

飯田市長 佐藤 健

記

1 相手方 飯田市内在住者

2 事故の概要

令和6年7月26日午後3時頃、飯田市川路5222番地15の公共事業代替地において、職員が草刈りをしていた際に草刈り機が跳ね上げた石が、同代替地南西側に所在する住宅の敷地内に駐車していた相手方所有の普通乗用自動車の右側のフロントドアガラスに当たり、破損する損害を与えた。

3 損害賠償額 188,441円

報告第31号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月8日報告

飯田市長 佐藤 健

記

損害賠償の額を定めることについて

かし 次の表のとおり道路管理の瑕疵による損害を賠償する。				
専決番号	専決の日	相手方	事故の概要	損害賠償額
専決第19号	令和6年 10月22日	飯田市外在住者	令和6年7月17日午後9時頃、飯田市伊豆木5704番2付近の市道（1－54）伊豆木下瀬線において、走行していた相手方の軽乗用自動車が、当該市道上にできた段差に接触し、当該車両の左側の前輪を破損する損害を与えた。	7,335円
専決第21号	令和6年 10月22日	飯田市内在住者	令和6年7月16日午前11時20分頃、飯田市座光寺5377番1付近の市道（2－60）唐沢中河原線において、走行していた相手方の普通乗用自動車が、当該市道上にできた段差に接触し、当該車両の右側の前輪及び当該前輪のホイールを破損する損害を与えた。	53,587円

報告第32号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月8日報告

飯田市長 佐藤 健

記

専決第20号 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり学校施設維持に係る事故による損害を賠償する。

令和6年10月22日専決

飯田市長 佐藤 健

記

1 相手方 飯田市内在住者

2 事故の概要

令和6年9月10日午前9時頃、飯田市毛賀426番地の飯田市立緑ヶ丘中学校敷地内において、職員が草刈りをしていた際に草刈り機が跳ね上げた石が、当該敷地内にある駐車場に駐車していた相手方の軽乗用自動車の右側の後部ガラスに当たり、破損する損害を与えた。

3 損害賠償額 42,000円

報告第33号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月8日報告

飯田市長 佐藤 健

記

専決第23号 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり学校施設維持に係る事故による損害を賠償する。

令和6年10月22日専決

飯田市長 佐藤 健

記

1 相手方 飯田市内在住者

2 事故の概要

令和6年8月25日午後5時頃、飯田市高羽町3丁目16番地の飯田市立飯田東中学校の敷地内において、当該敷地内の立木から落下してきた木の枝が、駐車していた相手方の普通乗用自動車の屋根に当たり、破損する損害を与えた。

3 損害賠償額 105,600円

議案第106号

飯田市景観条例及び飯田市緑の育成条例の一部を改正する条例の
制定について

飯田市景観条例及び飯田市緑の育成条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年11月8日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市景観条例及び飯田市緑の育成条例の一部を改正する条例（案）

（飯田市景観条例の一部改正）

第1条 飯田市景観条例（平成19年飯田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項第2号中「及び」の次に「同条例」を加え、同条第7項中「第10項」を「第11項」に改める。

第10条第1項中「前条第5項第6号」を「第9条第5項第6号」に改める。

第23条第1項中「第69条第1項」を「第81条第1項」に改める。

（飯田市緑の育成条例の一部改正）

第2条 飯田市緑の育成条例（平成19年飯田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「第4条第2項第6号及び第8号」を「第4条第2項第8号及び第10号」に、「当該第6号及び第8号」を「当該第8号及び第10号」に、「として、飯田市景観条例」を「として、同条例」に改め、同条第6項中「第4条第3項」を「第4条第4項」に改める。

第5条第1項中「第4条第4項から第6項まで」を「第4条第5項及び第6項」に改める。

第10条第1項中「第4条第2項第6号」を「第4条第2項第8号」に改める。

第16条第3項中「第15条第1項」を「前条第1項」に改める。

第17条第4項中「第69条第1項」を「第81条第1項」に、「第70条第1号イ」を「第82条第1号イ」に改める。

第23条第1項中「第4条第2項第8号」を「第4条第2項第10号」に改める。

第33条第2項第2号中「第32条第1項」を「前条第1項」に改める。

附 則

この条例は、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）附則第1条本文の政令で定める日から施行する。